

国住街第 1 7 0 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用等について
(技術的助言)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 52 条第 14 項第 1 号の規定により、建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい建築物については、特定行政庁の許可により容積率制限の特例を認めることができることとされており、「建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用等について」(平成 23 年 3 月 25 日付国住街第 188 号)においてこの取扱いを定め、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言(以下「技術的助言」という。)として通知しているところである。

今般、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、これまでの技術的助言の周知徹底等を求められていることを踏まえ、本特例の運用に関して、下記のとおり通知する。

この旨、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 特定電気事業等の用に供する施設に対する容積率制限の特例

法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用については、「建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用等について」(平成 23 年 3 月 25 日付国住街第 188 号)において、同号の許可準則(以下「許可準則」という。)を示し、適用範囲等を通知しているところ、許可準則第 1 第 1 項(5)に規定する「電気事業の用に供する開閉所及び変電所」については、特定電気事業、特定規模電気事業及び特定供給の用に供する開閉所及び変電所も含まれるものであること。

※特定電気事業：特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業

※特定規模電気事業：特定規模需要に応ずる電気の供給を行う事業

※特定供給：発電した電気を密接な関係を有する他の工場や子会社等に供給する事業

2. 環境負荷の低減等の観点からその設置を促進する必要性の高い設備に係る容積率制限の特例の適用方法

許可準則第3第5項のとおり、同許可準則第1第1項(13)～(19)の設備に係る許可に係る事務の執行に当たっては、特例の対象となる設備があらかじめ想定されていること等を踏まえ、容積率特制限緩和の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続きの円滑化、迅速化に努めることが望ましい。

(参 考)

「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

II 分野別措置事項

1 エネルギー・環境分野

(2) 個別措置事項

- ①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消
・省エネ

| 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------------------------------|--|------------|-------|
| 環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定 | ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。 | 平成 25 年度措置 | 国土交通省 |
| 特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定 | 特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を発出し、周知徹底する。 | 平成 25 年度措置 | 国土交通省 |